

理 由 書

本区域において、健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域等について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定め、適切な規制・誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

秦野駅北口周辺地区については、立地適正化計画の策定及び中心市街地活性化推進方針の決定を踏まえ、都市の成長をリードすべき中心都市拠点として高次都市機能を誘導し、交流人口の増加とにぎわい創造を図るため、一号市街地としての区域の拡大をするものです。

松原町地区については、区域面積の精査を踏まえ、一号市街地としての面積を変更するものです。

鶴巻温泉駅南口地区については、都市基盤等の整備事業が完了したことにより、近隣商業地としての形成及び市街地環境の向上を図る目的を達成したため、一号市街地から削除するものです。